

春日井市エコオフィス認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所をかすがいエコオフィス（以下「エコオフィス」という。）として認定するために必要な事項を定め、もって事業者の取組意欲を高め、環境保全への取組を促進するとともに、その取組を広く市民等に周知することにより、市民の環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 エコオフィスの認定の対象となる事業所は、春日井市内に所在地がある事業所（事務所、店舗、工場等）であり、別表に掲げる取組項目を5つ以上実施している事業所とする。

(認定申請)

第3条 エコオフィスの認定を受けようとする事業所は、かすがいエコオフィス認定（新規・更新）申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる認定申請書は、別表に掲げる取組項目を基に記入し、取組の内容に関する説明資料、写真、図面等を添付しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容を審査した上で認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりエコオフィスの認定をした場合は、当該事業所にエコオフィス認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）及びエコオフィス認定ステッカー（第3号様式。以下「認定ステッカー」という。）を交付するものとする。

(有効期間)

第5条 エコオフィスの認定の有効期間は、認定日から3年間とする。

(更新)

第6条 第3条の規定は、エコオフィスの認定の有効期間の更新について準用する。この場合において、第3条中「市長に」とあるのは、「認定の有効期間の満了日から起算して14日前までに市長に」と読み替えるものとする。

2 エコオフィスは、エコオフィスの認定の有効期間を更新しなかったときは、速やかに認定証及び認定ステッカーを返却しなければならない。

(届出)

第7条 エコオフィスは、申請事項に変更があった場合は、速やかにかすがいエコオフィス変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の取消)

第8条 市長は、エコオフィスが法令に違反する行為又は第1条の目的に反すると認められる行為を行ったときは、認定を取り消すことがある。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、エコオフィスに対し、認定証及び認定ステッカーを速やかに返還するよう求めるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。